

# 第30回

## 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年6月24日（木曜日）  
午前10時

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
鉄鋼ビルディング22階会議室

### 議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）午後5時30分まで

### 目次

第30回定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 吸収分割契約承認の件	
第3号議案 定款一部変更の件	
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件	
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	

### 添付書類

第30期事業報告	27
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告書	57



株式会社日本M&Aセンター

証券コード：2127

(証券コード 2127)  
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
**株式会社日本M&Aセンター**  
代表取締役社長 三宅 卓

## 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

また、株主総会会場において感染防止のための措置を講じており、体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただく場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(3～4頁)をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へのお土産の配布をいたしておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時 2021年6月24日(木曜日)午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

鉄鋼ビルディング22階 会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

本年も昨年同様に感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 3. 株主総会の目的事項

## 【報告事項】

1. 第30期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

## 【決議事項】

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 吸収分割契約承認の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件  
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 株主総会ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nihon-ma.co.jp/>)に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませう、お願いいたします。
  - ◎ 職務執行の対価として交付された株式に関する事項、社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表、については、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.nihon-ma.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付いたしておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）  
午後5時30分まで



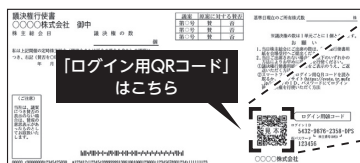
スマートフォンの場合

## QRコードを読み取る方法

❗ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

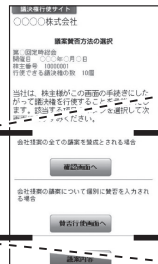
### 1 QRコードを読み取る



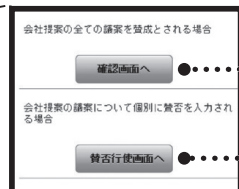
議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



### 3 各議案の賛否を選択

以下の議案について賛否をご入力ください。

会社提案		原案に対して
議案	議案	
第1号議案	議案 1	賛成 ▼
第2号議案	議案 2	賛成 ▼
	番号1	賛成 ▼
	番号2	賛成 ▼
	番号3	賛成 ▼
	番号4	賛成 ▼
	番号5	賛成 ▼
番号6	賛成 ▼	
第3号議案	議案 3	賛成 ▼

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…  
次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

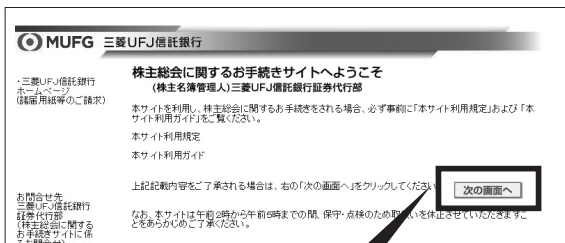
## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



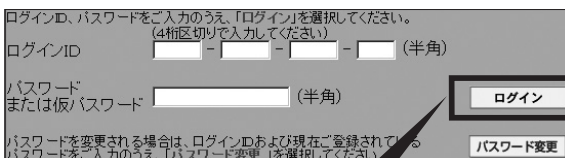
# ログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

## 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

## 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



### ！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、期末配当に関しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、設立第2期より前第29期に至るまで安定した利益配当を継続して実施してまいりました。

今後とも、安定的な株主還元を軸に、配当を継続的に実施いたしたく考えております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円、総額2,478,989,940円とさせていただきますと存じます。

(ご参考)

当社は、当期の中間配当金を13円とさせていただきましたので、当期の年間配当金は期末配当金15円を加えた年間28円となります。

一方で、2021年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当期の中間配当金及び期末配当金を仮に当該株式分割後に換算しますとそれぞれ6円50銭、7円50銭となり、当期の年間配当金は14円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社グループはこれまで“世界No.1のM&A総合企業”を目指し、M&A仲介事業を中心として企業評価・財産承継・PMI・オンライン事業承継マッチングサービス・経営者向けメディア・PEファンドなど、それぞれの領域に特化した子会社や関連会社を設立し、グループ企業としての事業領域を拡大し続けてまいりました。このような背景の下、当社は創業30周年の節目に当たり、当社グループの今後のさらなる成長と発展に向け、以下の目的をもって純粋持株会社体制に移行することといたしました。

#### (1) グループ各社のさらなる発展

グループ各社の権限を明確にし、その意思決定を迅速にする一方、グループ会社の業績責任を明確にすることで、グループ各社がその権限と責任に基づきさらなる成長と発展をすることを目指します。

#### (2) グループ各社における優秀な経営者人材の育成

グループ各社に権限を委譲することにより、グループ各社において、その経営を通し優秀な経営者人材を育成し、これにより、グループ全体の人材価値向上を目指します。

#### (3) 当社グループの企業価値の最大化

グループ全体の統一的な戦略策定、経営資源の横断的・効率的な活用と最適配分を行い、グループシナジーを発揮することにより、当社グループの企業価値の最大化を目指します。

#### (4) 当社グループの国内外でのさらなる発展

M&Aによるグループの拡大、新規分野への進出等により、当社グループについて、国内外でのさらなる発展を目指します。

以上の理由により、2021年10月1日をもって持株会社に移行するため、当社の営むM&A仲介事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割の方法により承継することにつき、ご承認をお願いするものであります。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書（写）

株式会社日本M&Aセンター（以下「甲」という。）及び株式会社日本M&Aセンター分割準備会社（以下「乙」という。）は、M&A仲介事業（甲の営む全事業。以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（目的）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下「本件分割」という。）。

#### 第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

##### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社日本M&Aセンター

住所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

##### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社日本M&Aセンター分割準備会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

#### 第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）、（ii）承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるもの、又は（iii）承継しないことにより効率的な運営が可能だと判断したものについては、必要に応じて甲及び乙協議の上、本承継対象権利義務から除外することができる。



- 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、本件分割に際して、本承継対象権利義務に代わる金銭等を交付しない。

#### 第5条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項の定めにより、株主総会による本契約の承認を得ずに本件分割を行う。

#### 第7条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わない。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

#### 第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定める場合にはその効力を失うものとする。

1. 甲が、効力発生日の前日までに、第6条第1項に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議が得られなかった場合。
2. 乙が、効力発生日の前日までに、本件分割に必要な所管官公庁の許認可等が得られなかった場合。

#### 第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2021年4月30日

(甲) 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
株式会社日本M&Aセンター  
代表取締役社長 三宅 卓 ㊟

(乙) 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
株式会社日本M&Aセンター分割準備会社  
代表取締役社長 三宅 卓 ㊟

## (別紙) 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

- ① 本件事業に属する現金及び預金（ただし、本件分割後に甲が営む子会社管理及びグループ運営に関する事業（以下「グループ経営管理事業」という。）の運転資金として必要な現金及び預金を除く。）
- ② 本件事業に属する売掛金
- ③ 本件事業に属する前払費用（ただし、グループ経営管理事業に係る前払費用を除く。）
- ④ 本件事業に属するその他流動資産等の一切（ただし、グループ経営管理事業に係るその他流動資産等を除く。）

#### (2) 固定資産

- ① 本件事業に属する有形固定資産及び無形固定資産
- ② 本件事業に属する投資その他の資産（ただし、以下に掲げるものを除く。）
  - ・ 関係会社株式
  - ・ 繰延税金資産（グループ経営管理事業に係る繰延税金資産に限る。）

#### (3) 知的財産

本件事業に属する商標権、特許権（これらの登録を受ける権利を含む。）、その他一切の知的財産権（営業秘密及びノウハウ等を含む。）。ただし、グループ経営管理事業に係る商標権及び商標登録を受ける権利を除く。

### 2. 承継する負債

#### (1) 本件事業に属する流動負債（ただし、以下に掲げるものを除く。）

- ① 未払金（グループ経営管理事業に係る未払金に限る。）
- ② 未払法人税等
- ③ 未払消費税等

#### ④ 役員賞与引当金

(2) 本件事業に属する固定負債（ただし、以下に掲げるものを除く。）  
長期未払金

#### 3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

#### 4. 承継するその他の権利義務等

##### (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、法令又は契約上承継できないもの及び以下に掲げる契約に係るものを除く。）

- ① グループ経営管理事業に必要な外部委託先との契約
- ② 役員等賠償責任保険に関する契約
- ③ 上記のほか、甲が引き続き保有する必要のある契約

##### (2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

#### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

##### (1) 対価の相当性に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社は、当社に対して対価の交付を行いませんが、当社は吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、かかる内容は相当であると判断いたしました。

また、以上により吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動いたしません。

## (2)吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2021年4月1日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	100	流動負債	—
現金預金	100	固定負債	—
固定資産	—	負債合計	0
		(純資産の部)	
		株主資本	100
		資本金	100
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		純資産合計	100
資産合計	100	負債・純資産合計	100

(3)吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

(4)吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2021年10月1日（予定）をもって、持株会社体制へ移行いたします。これに伴い、現行定款第1条（商号）に定める当社の商号を「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に変更するとともに、第2条（目的）に定める事業目的に経営管理等を追加し、さらに、当社グループの現状に即した事業内容の明確化と今後の事業展開等に対応するための事業目的を追加するものであります。

なお、本変更は、第2号議案が原案どおり承認可決されること及び本件分割の効力発生を条件として、本件分割の効力発生日である2021年10月1日（予定）に変更の効力が発生するものといたします。

(2)その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所となります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社日本M&amp;Aセンター</u> と称し、英文では、 <u>Nihon M&amp;A Center Inc.</u> と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社日本M&amp;Aセンターホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>Nihon M&amp;A Center Holdings Inc.</u> と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資本提携、業務提携等の企画立案、斡旋およびその仲介業務並びにそれらに関するコンサルティング業務

2～6 (記載省略)

7. 不動産の売買及び賃貸借の斡旋、仲介業務

8～11 (記載省略)

(新設)

(新設)

(新設)

12. 上記各号に附帯する一切の業務

第3条～第21条 (条文省略)

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資本提携、業務提携等の企画立案、斡旋およびその仲介業務ならびにそれらに関するコンサルティング業務

2～6 (現行どおり)

7. 不動産の売買および賃貸借の斡旋、仲介業務

8～11 (現行どおり)

12. 株式上場に関するコンサルティング業務

13. ソフトウェア開発の受託およびコンサルティング業務

14. 職業安定法に基づく職業紹介業務

15. 上記各号に附帯する一切の業務

第3条～第21条 (現行どおり)

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条～第42条 (条文省略)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 (記載省略)

2 (記載省略)

(新設)

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条～第42条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(効力発生日)

第2条 第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、2021年6月24日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約の承認の件が原案どおり承認可決されることおよび上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2021年10月1日に効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを削除する。



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については指名委員会での審議を経て、取締役会にて取締役候補者を決定しております。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会への出席状況
1	分林 保弘	再任	代表取締役会長	16/16回 (100.0%)
2	三宅 卓	再任	代表取締役社長	16/16回 (100.0%)
3	檜木 孝磨	再任	取締役副社長、管理本部長	15/16回 (93.8%)
4	大槻 昌彦	再任	常務取締役、関連事業管掌	15/16回 (93.8%)
5	竹内 直樹	再任	常務取締役、営業本部長、戦略統括事業部長	16/16回 (100.0%)
6	渡部 恒郎	再任	取締役、業種特化事業部長	12/12回 (100.0%)
7	熊谷 秀幸	再任	取締役、コーポレートアドバイザー統括部長	12/12回 (100.0%)
8	森 時彦	再任	社外 独立 取締役	16/16回 (100.0%)
9	Anna Dingley	再任	社外 独立 取締役	11/12回 (91.7%)
10	竹内 美奈子	再任	社外 独立 取締役	11/12回 (91.7%)

再任 再任取締役候補者    新任 新任取締役候補者    社外 社外取締役候補者    独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	<p>わけ ばやし やす ひろ 分 林 保 弘 (1943年8月28日生)</p> <p>[再任]</p>	<p>1966年4月 日本オリベッティ株式会社入社 1991年4月 当社設立取締役 1992年6月 当社代表取締役社長 2000年10月 日本プライベートエクイティ株式会社 取締役(現任) 2008年6月 当社代表取締役会長(現任)</p>	5,032,400株
<p>取締役候補者とした理由 同氏は、当社の創業者として、企業理念の制定・確立、中堅中小企業のM&amp;Aに関する啓蒙活動や事業拡大に大きな功績を積み上げており、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>み やけ すぐる 三 宅 卓 (1952年1月18日生)</p> <p>[再任]</p>	<p>1977年4月 日本オリベッティ株式会社入社 1991年9月 当社入社 1992年6月 当社取締役 1993年6月 当社常務取締役 1995年5月 当社専務取締役 2000年10月 日本プライベートエクイティ株式会社 代表取締役副社長 2002年6月 当社取締役副社長営業本部長 2005年1月 日本プライベートエクイティ株式会社 取締役副社長 2006年6月 当社代表取締役副社長営業本部長 2007年12月 株式会社矢野経済研究所取締役(現任) 2008年6月 当社代表取締役社長(現任) 2016年7月 株式会社事業承継ナビゲーター 取締役(現任) 2018年1月 株式会社日本投資ファンド 代表取締役社長(現任) 2019年7月 株式会社ZUUM-A代表取締役(現任) 2020年6月 株式会社バトンズ取締役(現任)</p>	10,802,700株
<p>取締役候補者とした理由 同氏は、取締役として長期に亘って当社の経営を主導し、当社の代表取締役としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に関する重要な役割を果たしてきたことから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p style="text-align: center;"> <small>なら き たか まる</small>  <b>梶木孝磨</b>            (1962年10月15日生)            [再任]         </p>	<p>           1985年4月 大王製紙株式会社入社            1993年1月 当社入社            2000年6月 大和証券エスエムビーシー株式会社入社            2005年3月 当社入社            2005年6月 当社取締役管理本部長            2008年6月 当社常務取締役管理本部長            2013年6月 日本プライベートエクイティ株式会社            監査役(現任)            2013年6月 当社専務取締役管理本部長            2017年4月 当社取締役副社長管理本部長(現任)            2019年10月 株式会社日本PMIコンサルティング            監査役(現任)         </p>	509,600株
<p> <b>取締役候補者とした理由</b>            同氏は、管理部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。         </p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p style="text-align: center;">おお つき まさ ひこ 大槻 昌彦 (1970年7月23日生)  〔再任〕</p>	<p>1995年4月 株式会社住友銀行入行 2006年2月 当社入社 2009年4月 当社執行役員事業法人部長 2010年4月 当社執行役員法人事業本部長 兼事業法人部長 2010年6月 当社取締役法人事業本部長 兼事業法人部長 2013年4月 当社取締役法人事業本部長 2013年6月 当社常務取締役法人事業本部長 2014年4月 当社常務取締役法人事業本部長 西日本管掌 大阪支社長 2015年4月 当社常務取締役営業本部長 大阪支社長 2016年4月 当社常務取締役営業本部長 2017年4月 当社専務取締役営業本部長 2018年1月 株式会社日本投資ファンド取締役(現任) 2019年12月 当社常務取締役関連事業管掌(現任) 2020年2月 Nihon M&amp;A Center Vietnam co., LTD 会長(現任) 2020年4月 株式会社日本PMIコンサルティング 取締役(現任) 2020年6月 株式会社企業評価総合研究所 取締役(現任) 2020年6月 株式会社パトーンズ取締役(現任) 2020年6月 株式会社事業承継ナビゲーター 取締役(現任)</p>	45,900株
<p>取締役候補者とした理由 同氏は、営業部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も関連事業管掌の取締役として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p>たけ うち なお き 竹内直樹 (1978年2月11日生)</p> <p>[再任]</p>	<p>2007年4月 当社入社 2013年4月 当社事業法人部長 2014年4月 当社執行役員事業法人部長 2016年7月 株式会社事業承継ナビゲーター取締役 2017年4月 当社上席執行役員ダイレクト事業部 事業部長兼事業法人部長 2018年1月 株式会社日本投資ファンド取締役(現任) 2018年4月 当社上席執行役員戦略統括事業部長 2018年6月 当社取締役戦略統括事業部長 2019年4月 当社取締役営業副本部長 戦略統括事業部長 2019年7月 株式会社ZUUM-A監査役 2019年12月 当社取締役営業本部長 戦略統括事業部長 2020年6月 当社常務取締役営業本部長 戦略統括事業部長(現任) 2020年6月 株式会社ZUUM-A取締役(現任)</p>	97,200株
<p>取締役候補者とした理由 同氏は、企業の成長課題をM&amp;Aで解決するという切り口（成長戦略型M&amp;A）で顧客層を開拓した実績と豊富な経験を有しております。現在は、営業本部長として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>わた なべ つね お 渡部恒郎 (1983年9月22日生)</p> <p>[再任]</p>	<p>2008年4月 当社入社 2016年4月 当社業界再編部長 2017年4月 当社執行役員業界再編部長 2018年4月 当社上席執行役員業種特化事業部長 2020年6月 当社取締役業種特化事業部長(現任) 2020年6月 株式会社日本投資ファンド 取締役(現任)</p>	25,000株
<p>取締役候補者とした理由 同氏は当社の営業本部において、特定の業種に対して専門的知見に基づくアプローチ（業種特化型M&amp;A）を完成させる等、様々な業種に関する知見や豊富なM&amp;Aの業務経験を有しております。現在は取締役として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<p style="text-align: center;">くま がい ひで ゆき 熊 谷 秀 幸 (1973年10月24日生)</p> <p style="text-align: center;">〔再任〕</p>	<p>1996年10月 監査法人中央会計事務所入所 2007年 8月 当社入社 2008年 4月 当社内部監査室長 2015年 4月 当社コーポレートアドバイザー室東京室 長 2016年 4月 株式会社企業評価総合研究所代表取締役 社長 2017年 4月 当社執行役員コーポレートアドバイザー 室長 2018年 4月 当社上席執行役員案件サポート事業部長 2019年 7月 株式会社企業評価総合研究所取締役 2020年 4月 当社上席執行役員コーポレートアドバ イザー統括部長 2020年 6月 当社取締役コーポレートアドバイザー統 括部長（現任）</p>	18,500株
<p>取締役候補者とした理由 同氏は、公認会計士としてIPO、M&amp;A等に関する幅広いアドバイザー業務経験を有しております。現在は取締役として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	<p style="text-align: center;"> <small>もり</small> <small>とき</small> <small>ひ</small>  <small>森</small> <small>時</small> <small>彦</small>            (1952年7月17日生)             [再任]            [社外取締役候補者]            [独立役員候補者]         </p>	<p>1996年1月 日本GE株式会社取締役            1999年12月 General Electric Company アジアパシフィックテクノロジーディレクター            2003年11月 テラデザイン株式会社代表取締役            2006年7月 株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング代表取締役(現任)            2007年7月 株式会社リバーサイド・パートナーズ代表取締役            2015年3月 株式会社ワイ・インターナショナル代表取締役            2018年4月 株式会社CAC Holdings社外取締役(現任)            2018年6月 当社社外取締役(現任)            (重要な兼職の状況)            株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング代表取締役</p>	2,700株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>同氏は、様々な分野での経営者としての経験に加え、投資アドバイザー会社の代表取締役を務めた経験もあり、豊富なM&amp;A経験を有しております。これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般およびファンド関連ビジネスについても助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏には引き続き社外取締役として、上記の役割を果たすことを期待しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
9	アンナ ディングリー Anna Dingley (1974年9月11日生)  [再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]	1996年8月 外国青年招致事業 (AJET)入社 1997年8月 京都リサーチパーク株式会社入社 1998年10月 Ingia (英国) 設立 2004年10月 愛・地球博 英国パビリオン運営マネージャー 2006年12月 Bloomberg L.P入社 2007年12月 ロンドン証券取引所入社 TOKYO AIM事業開発ディレクター 2010年4月 JPモルガン証券株式会社入社 日本エクイティ部門ヴァイスプレジデント 2011年4月 同社 日本エクイティ部門エグゼクティブディレクター 2013年8月 Japan Connect.LTD設立 マネージングディレクター (現任) 2016年11月 SparkCognition入社 英国代表 2020年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) Japan Connect.LTD マネージングディレクター	一株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>同氏は、TOKYO PRO Marketの前身であるTOKYO AIMの立上げに深く関与した経験や、海外ビジネスについても十分な知見を有しております。これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般およびグローバルな視点からのIRの在り方、ならびにコーポレートブランディング等についても助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>同氏には引き続き社外取締役として、上記の役割を果たすことを期待しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	たけうちみなこ 竹内美奈子 (1961年1月17日生)  [再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]	1983年4月 日本電気株式会社入社 2003年1月 スタントンチェイスインターナショナル株式会社入社 2007年8月 同社代表取締役副社長 2013年8月 株式会社TM Future 代表取締役（現任） 2015年9月 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事 2019年6月 株式会社滋賀銀行社外取締役（現任） 2019年8月 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟理事（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任） 2020年6月 公益財団法人日本バスケットボール協会理事（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社TM Future代表取締役	一株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 同氏は、主にタレントマネジメントについて豊富な知識や経験を有しております。また、会社経営者としても十分な経験を有しており、これまでに培ってきたこれらの豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般への助言、および女性活躍や女性管理職の登用についての活動や具体的な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といいたしました。 同氏には引き続き社外取締役として、上記の役割を果たすことを期待しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者森時彦氏、Anna Dingley氏及び竹内美奈子氏は社外取締役(独立役員)候補者であります。
3. 社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1)社外取締役候補者の独立性について
- ①森時彦氏、Anna Dingley氏及び竹内美奈子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ②森時彦氏、Anna Dingley氏及び竹内美奈子氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に多額の金銭その他の財産を受けていたこともありません。
- ③森時彦氏、Anna Dingley氏及び竹内美奈子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④森時彦氏、Anna Dingley氏及び竹内美奈子氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2)責任限定契約について
- 当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約ができる旨定款に定めております。当社は森時彦氏、Anna Dingley氏及び竹内美奈子氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第30条第2項により責任限度額を3百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。森時彦氏、Anna Dingley氏及び竹内美奈子氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 上記候補者三宅卓氏、檜木孝麿氏及び森時彦氏は、当事業年度の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された指名諮問委員会1回及び報酬諮問委員会2回の全てにそれぞれ出席しております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記所有する株式数は、当該株式分割前の株式数であります。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2019年6月25日開催の第28回定時株主総会において年額8億円以内（うち社外取締役は年額4千万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

当社グループは2021年10月1日に持株会社体制への移行を予定しており、グループ各社の国内外のさらなる発展、優秀な経営者人材の育成、企業価値の最大化等、当社の取締役にはこれまで以上に俯瞰的かつ多様な視点が求められております。そこで当社は業績と報酬の連動性をさらに高め、業績向上に対する取締役のインセンティブを一層高めることを可能にするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額12億円以内（うち社外取締役は年額8千万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

上記の報酬等の額については、他の日本企業の報酬水準等も参考に、取締役の職責及び取締役の員数並びに経済情勢等諸般の事情も考慮し、設定しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）となります。

以上

# 事業報告

第30期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

■ 設立30年の節目に当社グループが蓄積したノウハウを活用し、社会的使命を果たす

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い2度にわたる緊急事態宣言が発出され、事業承継問題を抱える経営者にとってM&Aのニーズが急増しました。一方で県をまたぐ移動の制限や各種セミナーが中止となる等、当社グループの営業活動は大きく制限されました。

このような厳しい状況が続く中、当社グループにおいては感染拡大防止に最大限留意しつつ、サテライトオフィスを各都道府県に機動的に設置したり、Web会議を活用した面談を行う等の様々な工夫を凝らし、「M&A業務を通じて企業の存続と発展に貢献する」という当社グループの社会的使命を完遂すべく尽力いたしました。

現在も変異した新型コロナウイルス感染症が拡大しつつあり、今後も予断の許さない経済状況が続く中、中小企業単独での事業継続に不安を抱えている経営者の方々や先送りしていた後継者問題に直面している経営者の方々にこれまで以上に懇切に寄り添い、創業30年で培った当社グループのM&Aの品質やノウハウを最大限活用し、適時適切にM&Aによるソリューションを提供することで当社グループの社会的使命を全うしてまいります。

■ 11期連続過去最高益を更新

当連結会計年度の当社グループの経営成績は、下表のとおり、売上高で前連結会計年度を12.9%、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益で前連結会計年度を11.1%～15.2%上回り、11期連続で過去最高益を更新することができました。

当連結会計年度においては顧客との面談が思うように出来ない中で、当社グループは過去最多となる914件（譲渡・譲受は別カウント）のM&A仲介を成約いたしました。これは、前連結会計年度実績の885件から29件（+3.3%）の増加となっております。

好調な案件成約状況に加えて、譲渡案件の受託状況についても好調を維持しており、豊富な受託残を擁して当連結会計年度を終えることができました。

	当連結会計年度の業績予想	当連結会計年度の実績	前連結会計年度の実績	業績予想の達成率	前年同期比
売上高	33,000百万円	36,130百万円	32,009百万円	109.5%	+12.9%
営業利益	15,000百万円	16,408百万円	14,247百万円	109.4%	+15.2%
経常利益	15,000百万円	16,540百万円	14,467百万円	110.3%	+14.3%
親会社株主に帰属する当期純利益	10,500百万円	11,415百万円	10,273百万円	108.7%	+11.1%

当社グループは「2022年3月期までに連結経常利益150億円を達成」という第3期中期経営目標を掲げておりましたが、堅調なM&Aニーズに加え、当社グループ一丸となって上述の工夫を凝らしたことにより、このコロナ禍においても1年前倒して達成することができました。また、通期業績予想に対しても達成率110.3%の実績を計上することができました。

## ■ 当連結会計年度の営業の取組

### ① ウェブの有効活用

#### A) 各種オンラインセミナー

例年であれば東京、大阪、名古屋、福岡といった大都市圏や各地方ごとにエリアを細分化して短期集中的にセミナーをリアルで展開しておりましたが、当連結会計年度におきましては他社との協賛でのオンラインセミナーにおいては約15,000名、当社単独のオンラインセミナーにおいては約10,000名の参加お申込みをいただきました。これらのセミナーによって受託した案件を次連結会計年度においても着実に成約するよう尽力いたします。

#### B) オンラインM&Aマッチングサイト「BATONZ」

全企業（個人事業主）の85%を占める年商1億円未満の小規模事業者のM&Aニーズに対応すべく、子会社の株式会社バトンズが運営するBATONZにてオンラインマッチングサイトを展開しております。

当連結会計年度末時点においては、ユーザー登録数は100,000名を超え、有料会員であるパートナープログラム会員も募集開始から1年で1,000社を突破しております。パートナープログラム会員は総合M&Aアドバイザー（譲渡企業・譲受企業に代わりM&Aの交渉から最終契約の全体を取りまとめるM&Aコンサルタント）や専門アドバイザー（BATONZへの顧客紹介やM&Aで発生する企業評価デューデリジェンスなどの専門支援ニーズに応える専門家）の専門家によるサポートを受けることができるため、M&Aの成約率の増加につな

がっております。

### C) ウェブ会議システムの導入

これまで商談の際は必ず対面で行っていましたが、ウェブ会議システムを用いた面談も導入することで、新型コロナウイルス感染拡大防止に寄与するだけでなく、当社従業員の移動にかかる工数や出張費を削減することができました。

また、お客様のもとへ往訪する現地担当者に加えて上席の管理職は東京からウェブ参加するといった「ハイブリッド面談」も多数実施し、現在も積極的に活用しております。

これらのウェブを活用したイノベーションにより、当社グループの生産性はこのコロナ禍においても向上しております。

### ② サテライトオフィスの活用

各地域のお客様のご要望に応じて首都圏や大都市圏からの往訪を極力避け、安心して当社グループのサービスを受けていただくべく、15サテライトオフィス（青森・秋田・盛岡・仙台・千葉・富山・大津・四日市・奈良・和歌山・岡山・高知・大分・熊本・鹿児島）に加え、従来からの営業所等を含めて国内合計22拠点で営業活動を行っております。

また、それ以外の地域についても順次出張所を開設し、引続き有効な営業拠点の増設を図るとともに、移動に伴う新型コロナウイルス感染症の感染リスクを極力最小化し、各地域に寄り添った懇切なサービスの提供を心掛けてまいります。この取組は提携先の地域金融機関、会計事務所や各地域のお客様からご好評をいただいております。

### ③ TOKYO PRO Market上場支援サービスを通じた地方創生

東京証券取引所が運営するプロ投資家向けの株式市場であるTOKYO PRO Marketへの上場を支援すべく、当社は2019年7月にJ-Adviser資格を取得しております。これは、本質的な地方創生の実現のためには、後継者問題をM&Aによって解決することにとどまらず、地元若者を魅了する“スター企業”を創出し、雇用の創出や地域経済の活性化に貢献することが必要不可欠だと考えているためです。当連結会計年度においては、当社がJ-Adviserを担当した4社（株式会社エージェント、株式会社一寸房、北海道歯科産業株式会社、株式会社ジェイ・イー・ティ）がTOKYO PRO Marketへの上場を果たしております。

今後も多くの企業にTOKYO PRO Marketを活用した成長を実現していただけるよう、TOKYO PRO Marketへの上場をサポートするだけでなく、M&Aのリーディングカンパニーとして、一般市場への市場変更や海外進出、新規事業の創出等、TOKYO PRO Market上場のさらに先を見据えた成長支援サービスを提供していく所存です。

財産及び損益の状況の推移については下記(8)をご参照ください。

(部門別売上高)

(単位：千円、%)

部 門	第 29 期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)		第 30 期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	M & A 売 上 高	31,191,617	97.4	35,078,868
会 費 そ の 他 の 収 入	818,264	2.6	1,051,598	2.9
計	32,009,882	100.0	36,130,466	100.0

## (2) 対処すべき課題

当社グループでは、企業理念の実現を通じて企業価値の向上を図るため、以下のテーマを自らに課して業務を推進しております。

### ①M&A総合企業への取組

近年、当社グループは、従前の中堅中小企業のM&A仲介事業にとどまらず、上場企業から小規模事業者までの多様な対象企業に対し、M&Aにおけるすべてのプロセスにおいて付加価値の高いサービスを提供できるよう、M&A総合企業への取組を段階的に進めてまいりました。

そこで当社グループはその取組をより一層発展させるべく、創業30周年の節目にあたる翌連結会計年度の2021年10月1日をもって純粋持株会社体制に移行することといたしました。純粋持株会社体制移行に伴い、グループ各社に権限を委譲することで優秀な経営者人材を育成し、グループ各社がさらなる発展を遂げることで企業価値の最大化につながると考えております。

今後とも当社およびグループ各社を通して国内はもとよりアセアン諸国を中心とする海外を含むあらゆる地域の多様な対象企業に対し、経営戦略、マーケティング、PMI（M&A成立後の統合）等のコンサルティング分野、あるいは、バリュエーション、デュー・ディリジェンスを中心とするエグゼキューション分野等、すべてのプロセスにおいて付加価値の高いサービスを提供できるよう、“世界No.1のM&A総合企業”を目指してまいります。

### ②コロナ禍の中にある経営者の方々に最適なM&Aソリューションを

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、経済活動の先行きが不透明な現況において

当社グループが果たすべき社会的使命はこれまで以上に極めて重要なものとなっております。

今後、中小単独での生き残りに不安を抱えている経営者の方や後継者不在という潜在的課題の解決を先送りにしていた経営者の方のうちの多くがM&Aによる事業承継を決断なされるものと考えられます。

また、今後、再編が加速する業界や再生事案が多発する業界も数多く見受けられるものと推察いたします。

当社グループは、感染拡大防止を第一義に直ちにテレワーク体制、オンラインコミュニケーション体制を整えました。感染拡大が終息するまでは一定の制限のもとでの営業活動にならざるをえませんが、リーマンショックや東日本大震災等の際と同様、今こそ当社グループは困難を乗り越えてその社会的使命を完遂すべき時であり、企業の存続と発展のためになお一層尽力する所存であります。

### ③コンサルタントの積極的採用と研修制度のさらなる充実等による人材の育成

中堅中小企業のM&Aの潜在的全需要からすれば当社のシェアは数パーセントに過ぎないものと当社グループでは考えております。

今後、より多くの経営者の方々にM&Aによるソリューションを提供し、業績拡大を実現するために、当社グループでは、引続きコンサルタントの採用を推進し毎年着実な増員を図っていく予定であります。

併せて、採用した人材の早期戦力化を図るために、社歴3年未満のコンサルタントを部署の垣根を外した競争原理により切磋琢磨させ、当社で成功しているコンサルタントのノウハウを共有化し、継承すべき当社コンサルタントとしての基本理念・基本行動を伝承する企画を前連結会計年度より実施し成果を挙げております。

このような企画と現場でのOJTにより、今後も社歴の浅いコンサルタントの着実な育成を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



**(3) 設備投資等及び資金調達の状況**

## ①設備投資の状況

重要な該当事項はありません。

## ②資金調達の状況

重要な該当事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当社子会社の株式会社企業評価総合研究所は、2020年10月8日付で株式会社スピアの株式の100%を取得したことにより、同社を連結子会社といたしました。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第27期	2018年度 第28期	2019年度 第29期	2020年度 第30期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	24,625,469	28,463,098	32,009,882	36,130,466
経 常 利 益 (千円)	11,670,966	12,533,086	14,467,661	16,540,813
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	8,146,090	8,867,814	10,273,878	11,415,818
1株当たり当期純利益 (円)	25.41	27.57	31.65	34.70
総 資 産 (千円)	31,710,707	35,638,280	44,296,245	55,558,640
純 資 産 (千円)	22,043,783	27,264,313	35,943,109	45,427,342

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を基に算出しております。  
2. 2021年度(当連結会計年度)の状況につきましては、前記(1)事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。  
3. 第28期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号平成30年3月26日)を適用したことによる表示方法の変更に伴い、第27期の総資産額について遡及処理の内容を反映させた金額を記載しております。  
4. 2018年4月1日付及び2021年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2017年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (9) 重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社経営プランニング研究所	20百万円	100.0%	経営コンサルティング業務
株式会社企業評価総合研究所	10百万円	100.0%	企業評価に関する業務
株式会社日本PMIコンサルティング	50百万円	100.0%	PMIコンサルティング業務
株 式 会 社 バ ト ン ズ	275百万円	32.47% [35.94%]	小規模M&Aマッチング事業

- (注) 1. 株式会社経営プランニング研究所の2021年3月期の売上高は40,260千円、当期純利益は15,815千円であります。  
2. 株式会社企業評価総合研究所の2021年3月期の売上高は538,594千円、当期純利益は61,264千円であります。  
3. 株式会社日本PMIコンサルティングの2021年3月期の売上高は133,665千円、当期純利益は16,733千円であります。

4. 株式会社バトonzの2021年3月期の売上高は323,616千円、当期純利益は30,350千円であります。
5. 「当社の議決権比率」欄の〔外書〕は緊密な者等の所有比率であります。

## ②持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本プライベートエクイティ株式会社	60百万円	49.68%	MBOファンドの管理運営、コンサルティング業務
株式会社矢野経済研究所	100百万円	25.06%	市場調査事業、自社企画調査資料の提供・受託調査・データベース運用
株式会社事業承継ナビゲーター	40百万円	50.00%	事業承継に関する調査、研究、診断及び指導
株式会社日本投資ファンド	8百万円	50.00%	プライベートエクイティファンドの管理、運営業務
日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合(注)	3,330百万円	14.29%	中堅・中小企業への投資業務
株式会社サーチファンド・ジャパン	20百万円	27.50%	投資事業有限責任組合への出資及び投資事業有限責任組合の組成・運営に関する業務
サーチファンド・ジャパン第1号投資事業有限責任組合(注)	2百万円	48.19%	中小企業への投資業務

(注) 「当社の議決権比率」欄には、当該投資事業有限責任組合に対する出資割合を記載しております。

- ③事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

- ④その他  
該当事項はありません。

## (10) 事業内容

当社グループはM&Aの仲介を主たる業務としており、M&Aにおけるすべてのプロセスにおいて付加価値の高いサービスを提供できるM&A総合企業を標榜しています。

国内の中堅中小企業の案件を中心に業務を行っており、M&A業務を通じて企業の存続と発展に貢献することを経営理念として掲げております。

企業は社会の公器であります。その公器たる企業の深刻な後継者問題・先行き不安問題を解決し、事業を存続させること、そして更に、相乗効果の発揮によりその事業を発展させ、譲渡側・譲受側の両当事者はもとより、従業員、取引先等のステークホルダー全員が幸福になる友好的M&Aを実践すること、これらのことが、当社グループの社会的ミッションであり、当社グループは構築した全国的情報ネットワークを背景にこのようなM&Aのいわばプラットフォームの役割を担うべきものと考えております。

M&Aの仲介業務を遂行するためには優良な案件情報が最も大切ですが、当社グループでは案件情報に下記のとおり多面的にアプローチすることにより効率的に取得しています。

- ・金融機関、会計事務所等を中心とした当社の情報ネットワークを通じてのアプローチ
- ・上場企業を含む一般事業法人、ファンド等に直接コンタクトし、また、各種ダイレクトマーケティングの手法により潜在的顧客に直接コンタクトするアプローチ
- ・特定の業種に専門特化し、専門的知見に基づくコンサルテーションによるアプローチ  
これらを効率よくかつ専門的にサポートするために、当社グループでは営業本部内にそれぞれの事業部を設置し営業活動をしています。

当社グループは2008年7月に、株式会社矢野経済研究所を持分法適用関連会社としました。当社と市場調査のパイオニア企業である株式会社矢野経済研究所が協業することにより、市場動向等のよりの確な把握に基づく有効的なM&Aマッチングを推進しております。

M&A周辺分野といたしましては、日本プライベートエクイティ株式会社を2000年10月に設立して以来、同社を通じて事業承継をテーマとするファンド運営事業を行っております。また、2018年1月には、株式会社日本政策投資銀行と合併で株式会社日本投資ファンドを設立し、成長戦略をテーマとしたファンド運営事業も開始いたしました。

なお、2016年1月に設立した当社の連結子会社である株式会社企業評価総合研究所は、企業評価に係る業務を行っております。

2018年4月には、株式会社バトンズ及び株式会社日本PMIコンサルティングを設立いたしました。株式会社バトンズは、小規模事業者が活用できるインターネットによるM&Aマッチングサービス事業を行っております。株式会社日本PMIコンサルティングは、M&Aを成約した後に、速やかかつ円滑に事業統合するためのコンサルティング事業を行っております。

### (11) 事業所の状況

本 社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
大阪支社	大阪府大阪市北区角田町8番1号
名古屋支社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
札幌営業所	北海道札幌市中央区大通西四丁目6番1号
広島営業所	広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号
沖縄営業所	沖縄県那覇市久米二丁目2番10号
新日本橋事務所	東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号
シンガポール・オフィス	59th Floor, UOB Plaza 1, 80 Raffles Place, Singapore
インドネシア駐在員事務所	Sentral Senayan II ,16th floor, Jl.Asia Africa No.8, Kelurahan Gelora, Kecamatan Tanah Abang, Kota Administrasi Jakarta Pusat, Provinsi DKI Jakarta, Indonesia
マレーシア駐在員事務所	Level 32, Menara Allianz Sentral, 203 Jalan Tun Sambanthan, Kuala Lumpur Sentral, 50,470 Kuala Lumpur, Malaysia
(現地法人) Nihon M&A Center Vietnam co., LTD	Level 46, Bitexco Financial Tower, 2 Hai Trieu Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

### (12) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
810名	+228名	34.8歳	3.9年

### (13) 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	500,000千円

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする16社による協調融資であります。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 288,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 168,268,400株 |
| (3) 株主数      | 21,334名      |

(注) 1. 2021年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。  
2. 発行済株式の総数には、自己株式3,002,404株を含んでおります。

### (4) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,291,405	8.64
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	12,316,090	7.45
三宅 卓	10,802,700	6.53
J P MORGAN CHASE BANK 385632	10,501,895	6.35
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,604,839	5.81
分林 保弘	5,032,400	3.04
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	2,601,300	1.57
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	2,402,000	1.45
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,400,600	1.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	2,302,700	1.39

(注)持株比率は、自己株式3,002,404株を控除して計算しております。

- (5) **その他株式に関する事項**  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

##### ①2015年4月9日の取締役会の決定に基づく新株予約権

新株予約権の概要

- ・新株予約権の数 25個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 10,000株(新株予約権1個当たり 400株)
- ・割当者数 117名
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり1,700円
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり1,082円
- ・新株予約権の行使期間 2019年6月30日から2021年6月29日まで
- ・新株予約権の行使条件

イ. 本新株予約権は、当社の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益が下記（i）乃至（iii）に掲げる各期間中に各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使することが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

（i）2016年3月期もしくは2017年3月期のいずれかの期に80億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能

（ii）2018年3月期に90億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能

（iii）2019年3月期に100億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の40%を行使可能

ただし、2016年3月期乃至2019年3月期の経常利益が60億円を下回った場合、上記（i）乃至（iii）にかかわらず、本新株予約権は行使することができない。

ロ. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記イの条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ. その他の細目は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。



## ②2017年10月30日の取締役会の決定に基づく新株予約権

## 新株予約権の概要

- ・新株予約権の数 17,983個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 3,596,600株(新株予約権1個当たり 200株)
- ・割当者数 264名
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり1,300円
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり2,745円
- ・新株予約権の行使期間 2022年7月1日から2024年6月30日まで
- ・新株予約権の行使条件

イ. 本新株予約権は、当社の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益が下記（i）乃至（iii）に掲げる各期間中に各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使することが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

（i）2019年3月期に115億円超過し、且つ2020年3月期に125億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能

（ii）2021年3月期に135億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能

（iii）2022年3月期に150億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の40%を行使可能

ただし、2019年3月期乃至2022年3月期の経常利益が90億円を下回った場合、上記（i）乃至（iii）にかかわらず、本新株予約権は行使することができない。

ロ. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時までに退職・退任した者は権利行使することができず、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記イの条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ. その他の細目は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	分 林 保 弘	
代表取締役社長	三 宅 卓	
取締役副社長	檜 木 孝 麿	管理本部長
常務取締役	大 槻 昌 彦	関連事業管掌
常務取締役	竹 内 直 樹	営業本部長、戦略統括事業部長
取締役	渡 部 恒 郎	業種特化事業部長
取締役	熊 谷 秀 幸	コーポレートアドバイザー統括部長
取締役	森 時 彦	株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティング 代表取締役
取締役	Anna Dingley	Japan Connect.LTD マネージングディレクター
取締役	竹 内 美奈子	株式会社TM Future代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	平 山 巖	
取締役 (監査等委員)	木 下 直 樹	弁護士、木下総合法律事務所所長
取締役 (監査等委員)	山 田 善 則	

- (注) 1. 森時彦氏、Anna Dingley氏、竹内美奈子氏、木下直樹氏、山田善則氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 山田善則氏は、保険会社など大手金融機関の取締役及び監査役経験者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 森時彦氏、Anna Dingley氏、竹内美奈子氏、木下直樹氏、山田善則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 田村信次氏は、2020年6月25日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役(常勤監査等委員)を退任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役(業務執行取締役等である者を除く)であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等の額

##### ①報酬の種類別の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 取締役の 員数
		業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	その他の 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	698 (22)	393 (3)	—	305 (19)	10 (3)
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	31 (16)	3 (2)	—	28 (14)	4 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は2019年6月25日開催の定時株主総会において、年額8億円以内（うち社外取締役は年額4千万円以内）と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の数数は6名（うち社外取締役1名）となっております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2016年6月24日開催の定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の数数は3名となっております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額396百万円（取締役（監査等委員を除く）10名に対して393百万円、取締役（監査等委員）3名に対して3百万円）が含まれております。
4. 上記の取締役（監査等委員）の報酬額及び人数には、2020年6月25日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。

##### ②業績連動報酬等に関する事項

当社は、事業成績を最も適切にあらわすことができる指標として、連結経常利益を指標として選択しております。この連結経常利益の達成水準を指標とし、実支給額の決定にあたっては、過半数を社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）で構成する報酬諮問委員会（以下「報酬諮問委員会」といいます。）において各取締役の業績連動報酬額について審議、決定し、その答申を踏まえ取締役会において支給額を決定いたします。

なお、当連結会計年度においては、通期業績予想の経常利益15,000百万円に対して、連結経常利益は16,540百万円（予算達成率110.3%）となっており、当社取締役へ総額396百万円の業績連動報酬を支給しております。

##### ③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、役位、在位年数、業績への貢献度等を考慮して株主総会で決議された総額の範囲内において決定するものとします。種類別の報酬割合及び個人別の報酬額等については、報酬諮問委員会において審議、決定し、その答申を踏まえ取締役会において決定します。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊

重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役森時彦氏は、株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティングの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社チェンジ・マネジメント・コンサルティングとの間には、重要な取引はございません。

取締役Anna Dingley氏は、Japan Connect.LTDのマネージングディレクターを兼務しております。なお、当社とJapan Connect.LTDとの間には、重要な取引はございません。

取締役竹内美奈子氏は、株式会社TM Futureの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社TM Futureとの間には、重要な取引はございません。

取締役（監査等委員）木下直樹氏は、木下総合法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と木下総合法律事務所との間には、重要な取引はございません。

### ②当該事業年度における主な活動状況

取締役森時彦氏は、当事業年度に開催された取締役会16回、指名諮問委員会1回及び報酬諮問委員会2回の全てに出席し、企業経営者として培ってきた知識・見地や、豊富なM&A経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役Anna Dingley氏は、2020年6月25日就任後に開催の取締役会12回の内11回に出席し、TOKYO PRO Marketの前身であるTOKYO AIMの立上げに深く関与した経験や海外ビジネスについての豊富な知識や経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役竹内美奈子氏は、2020年6月25日就任後に開催の取締役会12回の内11回に出席し、タレントマネジメントについての豊富な知識や経験に加え、企業経営者として培ってきた豊富な経験に基づく見地から発言を行っております。

取締役（監査等委員）木下直樹氏は、当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会16回、指名諮問委員会1回及び報酬諮問委員会2回の全てに出席し、主に会社法分野を中心に弁護士として培ってきた知識・見地から発言を行っております。

取締役（監査等委員）山田善則氏は、当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会16回、指名諮問委員会1回及び報酬諮問委員会2回の全てに出席し、主に大手金融機関の取締役及び監査役在任中に培ってきた知識・見地から発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

25,000千円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,350千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「新収益認識基準の導入に関するアドバイザリー業務」等を委託し、その対価を支払っています。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の会社法等関連法令違反、独立性、専門性、職務執行状況、その他の諸般の事情を総合的に判断して、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスを徹底するため、以下のとおりの体制等を整備しております。

- ①当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、当社及び子会社の取締役等及び使用人全員への周知徹底を図るため「株式会社日本M&Aセンターコンプライアンス行動指針10か条」及びコンプライアンス（法令遵守）規程を定めるとともに、月例全体会議等を利用し、コンプライアンス等に関する研修を行っていることに加え、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策の立案、顕在化したコンプライアンス違反への対処方針の策定、再発防止策の立案等について討議しております。

また、当社及び子会社の取締役等及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査等委員会による監査及び内部監査室による内部監査を実施します。

なお、当社は、上記の「コンプライアンス行動指針10か条」において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する旨を規定し、同指針を社内掲示するとともに社内研修等でその周知徹底を図っております。

- ②当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回以上取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。特に重要事項については常務会規程に基づき原則として毎週開催される常務会における審議を経て取締役会に諮っております。また、執行役員制度を導入し、執行役員による職務の適切なサポートによりその執行の効率化を図っております。

子会社においても、毎月1回以上取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

- ③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

④当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、常勤取締役及び法務室の管理職をメンバーとするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント委員会規程に基づき当社及び子会社の社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しています。

また、法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて指導・助言等を受けております。

なお、損失の危険が発生した場合には、当社及び子会社は危機管理規程に基づき対応することとしています。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社を含む企業集団としての業務の適正を確保するため関係会社管理規程を定め、また、子会社取締役と日常的な意思疎通を図っており、企業集団としての経営について協議する他、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとっております。

子会社は、関係会社管理規程に基づき、議事録の写し等の文書を提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を当社に報告します。当該文書について当社の取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを随時閲覧に供することといたします。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置き、監査等委員会の必要に応じてその職務を補助します。

⑦前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に関し、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の同意を得るものとします。

また、当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は監査等委員会の職務の補助業務を優先するものとします。

これらにより当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保いたします。



- ⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、また、当社及び子会社の取締役及び使用人から、重要事項の報告を求められることができるものとし、当社及び子会社の取締役及び使用人は、上記の求めに応じて必要な報告を行うものとします。

当社及び子会社は、コンプライアンス（法令遵守）規程により、監査等委員会に報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとします。

- ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査等委員の職務の執行において合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用債務を、監査等委員からの当該費用債務の請求に基づき、速やかに支弁するものとします。

- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準を定めるとともに、監査計画書を作成し取締役会でその内容を説明し、履行に関しての理解と協力を得るものとします。

監査等委員会は、内部監査室に必要な調査を依頼することができ、内部監査室はこれに協力するものとします。

監査等委員会は、内部監査室による内部監査の結果の報告を受けるため、内部監査室との間で定期的な報告会を開催します。

内部監査室のスタッフの選任及び異動については監査等委員会の同意を得るものとします。

このほか、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うものとし、また、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人との間でも、定期的に報告会を行うものとしており、これにより、当社の監査の実効性を確保します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、2016年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。
- ②社内掲示及び社内研修により「株式会社日本M&Aセンターコンプライアンス行動指針10か条」を周知徹底し、また、月例全体会議において、コンプライアンス研修を実施いたしました。
- ③当事業年度において取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、月次業績の分析、報告等を行い、取締役の職務執行状況の監督を行いました。
- ④リスクマネジメント委員会を適宜開催し、当社及び子会社の社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施いたしました。
- ⑤当社が保有する情報及び情報システムを保護・管理することを目的として、「情報セキュリティマネジメントシステム」を構築し、情報セキュリティ方針を定めております。2016年5月に、一定の業務範囲において国際規格ISO27001の認証を取得し継続しております。
- ⑥当事業年度において監査等委員会を16回開催しました。監査等委員会は監査方針、監査計画を決定し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いました。また、各監査等委員は、内部監査室と定期的な報告会を行い、代表取締役社長、会計監査人とは定期的な意見交換を行いました。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

当社では、現時点で買収防衛策は導入しておらず、日々のたゆまぬ経営努力により企業価値を向上させることこそが買収防衛につながるものと認識しております。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、設立第2期より前第29期に至るまで安定した利益配当を継続して実施してまいりました。

今後とも、安定的な株主還元を主軸に、配当を継続的に実施いたしたく考えております。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化、将来にわたる安定した株主利益の確

保、事業の拡大のために有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の処分・活用につきましては、日本M&Aセンターグループ成長発展のためにより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をまいります。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>47,765,196</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,739,790</b>
現金及び預金	42,863,754	買掛金	797,634
売掛金	4,480,974	1年内返済予定の長期借入金	500,000
前払費用	330,761	未払費用	2,103,072
その他	89,707	未払法人税等	3,716,222
		前受金	134,520
		預り金	151,507
		賞与引当金	234,415
		役員賞与引当金	396,000
		その他	1,706,416
<b>固定資産</b>	<b>7,793,443</b>	<b>固定負債</b>	<b>391,507</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>532,801</b>	長期未払金	391,507
建物	325,184	<b>負債合計</b>	<b>10,131,297</b>
その他	207,616	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>186,934</b>	<b>株主資本</b>	<b>45,036,717</b>
		資本金	3,780,010
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,073,707</b>	資本剰余金	3,643,087
投資有価証券	5,235,712	利益剰余金	42,575,884
繰延税金資産	630,526	自己株式	△4,962,264
長期預金	6,659	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>151,781</b>
その他	1,200,808	その他有価証券評価差額金	152,956
		為替換算調整勘定	△1,174
		<b>新株予約権</b>	<b>23,420</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>215,423</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>45,427,342</b>
<b>資産合計</b>	<b>55,558,640</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>55,558,640</b>

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		36,130,466
売上原価		13,800,967
売上総利益		22,329,499
販売費及び一般管理費		5,921,305
営業利益		16,408,193
営業外収益		
受取補償金	7,563	
受取利息	3,546	
受取配当金	29,175	
持分法による投資利益	107,097	
その他	8,561	155,944
営業外費用		
支払利息	3,863	
投資事業組合運用損	14,511	
為替差損	1,933	
支払手数料	2,830	
その他	185	23,324
経常利益		16,540,813
特別利益		
固定資産売却益	27	
投資有価証券売却益	148,536	148,563
特別損失		
投資有価証券売却損	1,022	1,022
税金等調整前当期純利益		16,688,354
法人税、住民税及び事業税	5,453,485	
法人税等調整額	△199,931	5,253,553
当期純利益		11,434,801
非支配株主に帰属する当期純利益		18,983
親会社株主に帰属する当期純利益		11,415,818

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,583,397	2,428,864	35,753,654	△4,962,264	35,803,651
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,196,613	1,196,613			2,393,226
剰 余 金 の 配 当			△4,593,588		△4,593,588
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		17,610			17,610
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			11,415,818		11,415,818
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1,196,613	1,214,223	6,822,229	-	9,233,066
当 期 末 残 高	3,780,010	3,643,087	42,575,884	△4,962,264	45,036,717

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	55,795	△530	55,264	35,179	49,014	35,943,109
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）						2,393,226
剰 余 金 の 配 当						△4,593,588
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						17,610
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						11,415,818
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額）	97,161	△644	96,516	△11,758	166,409	251,167
当 期 変 動 額 合 計	97,161	△644	96,516	△11,758	166,409	9,484,233
当 期 末 残 高	152,956	△1,174	151,781	23,420	215,423	45,427,342

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>46,992,329</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,623,813</b>
現金及び預金	41,734,698	買掛金	884,000
売掛金	4,418,479	1年内返済予定の長期借入金	500,000
前払費用	329,840	未払金	638,743
未収入金	407,579	未払費用	2,055,194
その他	101,732	未払法人税等	3,658,537
		未払消費税等	955,447
		前受金	131,210
		預り金	149,848
		賞与引当金	211,523
		役員賞与引当金	396,000
		その他	43,308
<b>固定資産</b>	<b>7,523,234</b>	<b>固定負債</b>	<b>362,015</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>522,487</b>	長期未払金	362,015
建物	325,128	<b>負債合計</b>	<b>9,985,828</b>
車両運搬具	11,020	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品	176,245	<b>株主資本</b>	<b>44,353,359</b>
土地	10,092	資本金	3,780,010
<b>無形固定資産</b>	<b>137,372</b>	資本剰余金	3,558,167
借地権	889	資本準備金	3,558,167
ソフトウェア	27,260	<b>利益剰余金</b>	<b>41,977,446</b>
のれん	108,750	利益準備金	21,750
その他	471	その他利益剰余金	41,955,696
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,863,374</b>	繰越利益剰余金	41,955,696
投資有価証券	4,050,157	<b>自己株式</b>	<b>△4,962,264</b>
その他関係会社有価証券	485,532	評価・換算差額等	152,956
関係会社株式	361,978	その他有価証券評価差額金	152,956
繰延税金資産	700,723	<b>新株予約権</b>	<b>23,420</b>
長期貸付金	85,000	<b>純資産合計</b>	<b>44,529,735</b>
長期前払費用	1,247	<b>負債純資産合計</b>	<b>54,515,563</b>
敷金及び保証金	1,165,734		
その他	13,000		
<b>資産合計</b>	<b>54,515,563</b>		

# 損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	35,672,223
売上原価	13,722,387
売上総利益	21,949,836
販売費及び一般管理費	5,701,299
営業利益	16,248,536
営業外収益	
受取補償金	7,563
受取利息	1,614
受取配当金	49,053
その他	7,809
<b>営業外費用</b>	
支払利息	3,712
投資事業組合運用損	49,862
為替差損	1,749
支払手数料	2,793
その他	184
<b>経常利益</b>	16,256,274
特別利益	
投資有価証券売却益	148,536
特別損失	
投資有価証券売却損	1,022
税引前当期純利益	16,403,789
法人税、住民税及び事業税	5,390,697
法人税等調整額	△182,810
当期純利益	11,195,902



## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,583,397	2,361,554	2,361,554	21,750	35,353,383	35,375,133	△4,962,264	35,357,819
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,196,613	1,196,613	1,196,613					2,393,226
剰余金の配当					△4,593,588	△4,593,588		△4,593,588
当期純利益					11,195,902	11,195,902		11,195,902
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	1,196,613	1,196,613	1,196,613	－	6,602,313	6,602,313	－	8,995,539
当期末残高	3,780,010	3,558,167	3,558,167	21,750	41,955,696	41,977,446	△4,962,264	44,353,359

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	55,795	55,795	35,179	35,448,793
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				2,393,226
剰余金の配当				△4,593,588
当期純利益				11,195,902
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	97,161	97,161	△11,758	85,402
当期変動額合計	97,161	97,161	△11,758	9,080,941
当期末残高	152,956	152,956	23,420	44,529,735

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社 日本M&Aセンター  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 安 正 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 原 伸 太 朗 ㊦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本M&Aセンターの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本M&Aセンター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社 日本M&Aセンター  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 安 正 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉原伸太郎 ㊟  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本M&Aセンターの2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役会及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社日本M & Aセンター 監査等委員会

常勤監査等委員 平山 巖 ㊟

監査等委員 木下直樹 ㊟

監査等委員 山田善則 ㊟

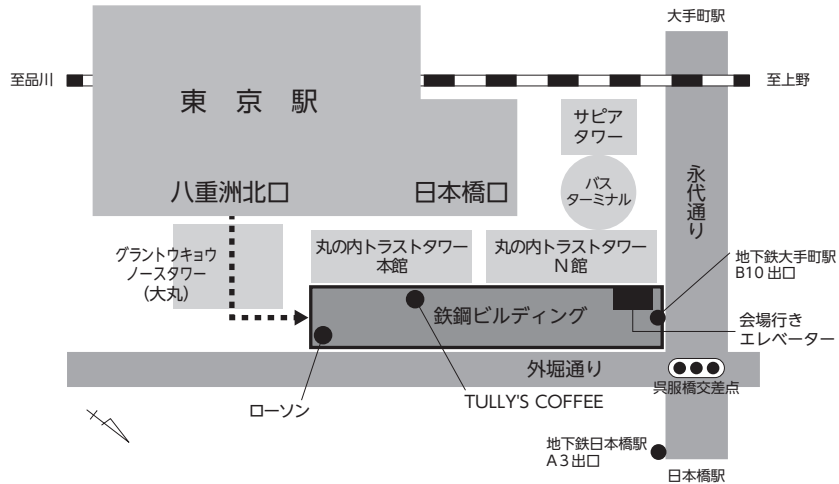
(注) 監査等委員木下直樹氏及び山田善則氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
鉄鋼ビルディング22階 会議室



## ●交通のご案内

- J R …… 東京駅 (八重洲北口)
- 地下鉄 …… 東京駅 (2番出口)
- 地下鉄 …… 大手町駅 (B10番出口)
- 地下鉄 …… 日本橋駅 (A3番出口)

●お問い合わせ先 : 株式会社日本M&Aセンター 03(5220)5454

株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。